

平成26年第1回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年2月18日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
企画員	撫養充洋	企画員	
総務政策課員		税務課長	山崎一光
企画員			
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課員		産業建設課員	菅谷雄二
企画員	三栖啓功	企画員	
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆
		企画員	

住民生活課 企画員	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
上下水道課長	福 田 睦 巳	上下水道課 企画員	植 本 亮
上下水道課 企画員	谷 本 芳 朋	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 上富田町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 上富田町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例

△開 会 午前9時30分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回臨時会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回上富田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法第121条の規定により、出席要求した本臨時会の説明員についても、お手元に配付しております。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。本日ここに平成26年第1回上富田町議会臨時会を招集いたし

ましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、無投票で当選させていただき、町民の皆さんに謹んで厚く御礼を申し上げます。無投票ということは、日ごろから上富田町発展のために取り組んできたことに対しまして、引き続き切磋琢磨して取り組むようにという町民の皆さんから評価をいただいたものと受けとめてございます。責任の重さを深く感じ、初心を忘れずに、与えられた4年間の行政運営に邁進していく覚悟でございます。今後におきましても、議員各位のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、これからの町政を進めるに当たり、基本的な考え方を説明させていただきます。

町の基本方針である第4次上富田町総合計画に基づき、明るく豊かなまちづくりの基本のもとに、「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」の実現に向けて、幸せなまちづくり、教育と文化のまちづくり、魅力あるまちづくりを目指して、これまでの学校施設の耐震化事業や統合保育所の建築に取り組み、安全・安心対策を重視した事業を実施してまいりました。今後も生涯学習を推進し、町の宝である子どもたち、若者の豊かな暮らしが実現できるまちづくりを目指して、農業振興や企業誘致に積極的に取り組むとともに、地域のコミュニティ活動を支援し、町民の連帯感や自治意識の高揚に努めてまいります。また、近畿自動車道紀勢線の上り線に（仮称）くちくまの交流館を建設し、来館者に対しての情報の収集、発信をすることで、地域振興に取り組んでまいります。

次に、平成26年度の当初予算の考え方ではありますが、第4次上富田町総合計画に基づくことを基本とし、現在、鋭意編成作業を行っておりますが、予算査定段階では一般財源が不足しております。効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、基金からの繰入金を抑え、1年間を通した決算に近い額にすることを予算編成方針として望んでおりますが、歳出面では、事務事業の見直し等、さらなる行財政改革を進めている中で、義務的経費である扶助費や一部事務組合負担金等の増加が財政を大きく圧迫している状況となっております。職員には、一人一人が財政の厳しさを再認識し、さらなる経費の見直しに取り組むよう指示しており、町民の皆様にもご理解とご協力を得たいと思っております。

また、国政では、安倍内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略に基づき、経済の活性化を進め、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大に取り組まれております。

しかし、ことしの4月から消費税が5%から8%に引き上げられます。今後、地域経済への影響を見きわめて、実施する施策につきましては精査する必要があると考えてお

ります。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会に上程し、ご審議をお願いいたします議案は、条例の廃止が1件、条例の一部改正が18件の合計19件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号につきましては、上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）でございます。

稗田集会所及びトビノ集会所は、国の工業再配置促進費補助金を活用して建築したもので、建築から両集会所とも三十数年経過しており、地域の町内会館として使用しています。今回、この条例を廃止し、各集会所の設置及び管理に規定する上富田町集会所設置及び管理に関する条例に両集会所を追加規定するものでございます。

次に、議案第2号につきましては、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、議案第1号に関連するもので、稗田集会所及びトビノ集会所を追加規定するものでございます。

次に、議案第3号から議案第19号までの17件につきましては総務省自治行政局の通知を踏まえ、平成26年4月1日から消費税率の引き上げに伴いまして、公の施設の使用料等に円滑かつ適正に転嫁するため、条例改正の措置を講ずるものでございます。改正の概要は消費税率8%に改正に合わせまして、各施設等の使用料を改定するものでございます。

以上が本臨時会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては担当課長、企画員より説明しますので、ご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

△日程第3 議案第1号～日程第21 議案第19号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第3 議案第1号、上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例から、日程第21 議案第19号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の19件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私から、議案第1号から議案第3号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号です。

上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例案。上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行することとさせていただきます。

今回の稗田集会所及びトビノ集会所につきましては、国の工業再配置促進補助金を活用して建築したものでありまして、建築から稗田集会所で37年、トビノ集会所で36年経過しており、両集会所とも地域の町内会館として使用しております。今回、この条例を廃止しまして、使用状況に合わせまして、両集会所を上富田町集会所設置及び管理に関する条例の管理施設として追加規定するものであります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上富田町水穂団地会館 上富田町朝来3414番地の27」の次に「上富田町稗田集会所 上富田町生馬2481番地の1」「上富田町トビノ集会所 上富田町朝来2636番地の42」を加える。

附則で、この条例は、平成26年4月1日から施行することとさせていただきます。

これは、第1号議案の上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例の廃止に伴います関連議案でありまして、両集会所を上富田町集会所設置及び管理に関する条例の管理施設として追加規定するものであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項の別表を次のように改める。

別表（第8条関係）。

大谷総合センター使用料金。昼間、1日、1室、3,240円。夜間、1回、1室、2,700円。午前、1回、1室、2,160円、午後、1回、1室、2,160円です。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページに新旧対照表も添付しておりますのでご参照ください。

今回の改正ですけれども、総務省の自治財政局の通知を踏まえまして、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、公の施設の使用料等につき転嫁、かつ適正に転嫁するため、条例改正の措置を講じるものでありまして、改正内容につきましては、消費税率8%の改正に合わせて別表の使用料金の改正を行うものであります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

住民生活課課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私から、議案第4号から議案第6号までご説明申し上げます。3議案とも、消費税の改正に伴う使用料等の改正でございます。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の別表を次のように改める。

福祉センター使用料（第12条関係）でございます。使用区分としまして、午前9時から午後1時までを2,160円、午後1時から午後5時までを2,160円、午後5時から午後10時までを3,240円と改正するものです。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中の別表を次のように改める。

別表（第7条関係）としまして、区分、全室、昼間ですけれども1,080円に、夜間2,160円に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しています。お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第6号をお願いいたします。

議案第6号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）でございます。

この分につきましては、内容につきましては、分別指定袋小（30リットル）1袋のときに20円以外を全て改正しております。次の新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

現行の旧ですけれども、消費税を含めました金額を5%で割り戻して8%をかけて算出している。一例を挙げて、一番最初の分別袋の可燃物の45リットル1袋ですけれども、30円を1.05で割り戻して29円、これが原価でございまして、改めて29円へ1.08を掛けまして31円ということで、1円改正しております。実際、10袋で販売しておりますので、10円の増加となります。

以下、同様にしまして、最後の13条関係ですけれども、許可申請手数料、第2号の再交付ですけれども、再交付につきましても、1件5,250円を5%で割り戻しまして5,000円と、この金額に8%を掛けまして5,400円と改正しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

おはようございます。私のほうからは、議案第7号、第8号、第9号のほうをご説明させていただきます。

今回の条例改正は消費税の改正に伴うものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第7号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。
平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の別表を次のように改める。

別表（第6条関係）。上富田町構造改善センター使用料。

全館で、午前8時30分から午前12時までを1,080円、午後0時から午後6時までを1,620円、午後6時から午後10時までを2,160円。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとなっております。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第8号をお願いします。

この条例につきましても、消費税の改正に伴うものとなっております。

議案第8号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の別表を次のように改める。

別表（第6条関係）。上富田町農村環境改善センター使用料。

全館で、午前8時30分から午前12時までを1,080円、午後0時から午後6時までを1,620円、午後6時から午後10時までを2,160円。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第9号です。

この条例につきましても、消費税の改正に伴うものとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の別表を次のように改める。

別表（第6条関係）。上富田町農家高齢者創作館使用料。

全館、午前8時30分から午前12時までを540円、午後0時から午後6時までを1,080円、午後6時から午後10時までを1,620円。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、私の説明を終わります。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

おはようございます。私のほうからは、教育委員会関係の消費税の引き上げに伴う条例改正について、議案第10号から第16号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部改正。

上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条1項の別表を次のように改めます。

以下、別表につきましては省略させていただきます。各区分ごとの1回1室の使用料でございます。料金についてはお目通しをお願いします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第11号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の別表を次のように改めます。

以下、別表につきましては省略させていただきます。各部屋ごとの使用料でございます。料金につきましてはお目通しをお願いします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第12号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の別表を次のように改めます。

以下、別表につきましては省略させていただきます。、全室の使用料でございます。料金につきましてはお目通しをお願いします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第13号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第8条第1項の別表を次のように改める。

以下、別表につきましては省略させていただきます。各競技場別の使用料でございます。料金につきましては、お目通しをお願いします。

次の5ページをお願いします。下段のほうになります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、6ページからの参考資料としまして、各競技場別に

新旧対照表を添付していますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第14号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項の別表を次のように改める。

以下、別表につきましては省略させていただきます。専用使用料のみの改正になります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付していますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案15号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例案。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部改正。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の別表を次のように改める。

以下、別表につきましては省略させていただきます。体育館、それからグラウンド等の使用料でございます。料金につきましては、お目通しをお願いします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付していますので、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第16号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部改正。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の別表を次のように改める。

以下、別表につきましては省略させていただきます。各区分ごとの1室の使用料でございます。料金につきましてはお目通しをお願いします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、改正内容につきましては、次のページに参考資料としまして、新旧対象表を添付していますので、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

○上下水道課長（福田睦巳）

議案第17号から議案第19号についてご説明申し上げます。

議案第17号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

今回の条例改正につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、農業集落排水使用料の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。

使用料。第17条第1項で、使用者は排除した汚水の量に応じた別表第4に定める使用料を納付しなければならない。ただし、その使用料に1円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとするとしてございます。

第2項で、町長は、特別な事由があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができるとしております。

第17条第1項の別表第4の使用料について、基本料1カ月10立方メートルまで1,100円を1,131円に、超過料金1立方メートルにつき110円を113.4円に

改正するものでございます。

前のページへお願いします。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行する。また、経過措置としまして、平成26年4月1日前から継続して農業集落排水を使用している者に係る使用料であつて、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、なお従前のおりとするとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例。

上富田町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町下水道条例の一部を改正する条例案。

上富田町下水道条例の一部改正。

この条例改正につきましても、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、公共下水道使用料の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第19条第1項の別表の使用料について、一般汚水、基本料金、1カ月10立方メートルまで1,302円を1,339円に、超過料金、1立方メートルにつき137.55円を141.48円に改正するものでございます。

前のページをお願いします。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行する。また、経過措置としまして、平成26年4月1日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、なお従前のおりとするとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業給水条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月18日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

上富田町水道事業給水条例の一部改正。

この条例改正につきましても、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、水道料の改正を行うものでございます。

第26条を次のように改める。

料金。第26条、料金は、次の表に定める用途の区分に応じた基本料金と超過料金との合計金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとするとしてございます。今回の改正から、総額表示方式としております。

改正内容につきましては、1、家事用で、基本料金、1カ月10立方メートルまで1,134円。超過料金、1立方メートルにつき、10立方メートルを超え30立方メートルまでの分、102.6円、30立方メートルを超え50立方メートルまでの分、151.2円、50立方メートルを超え100立方メートルまでの分、172.8円、100立方メートルを超える分、194.4円。

2、業務用です。基本料金、1カ月20立方メートルまで3,132円。超過料金、20立方メートルを超え40立方メートルまでの分、216円、40立方メートルを超える分、237.6円に改正するものとしてございます。

これ以外の用途につきましても、それぞれ改正しておりますので、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行する。また、経過措置としまして、平成26年4月1日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金が確定するものについては、なお従前のおりとするとしてございます。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時29分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより審議に入ります。

△日程第3 議案第1号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第1号、上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町稗田及びトビノ集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第2号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第2号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第3号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第3号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

2点お伺いします。

この条例の改正による金額ですけれども、1.05で割り戻したもとの金額と8%の金額が出ているわけですから、その差額が対24年度実績でどのぐらい負担増になるか教えてください。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

おはようございます。12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

大谷総合センターの使用料金につきましては、第8条別表に規定してございます消費税率1.05%から割り戻しまして、もともとの金額につきましては、昼間1日1室3,000円、夜間1回1室2,500円、午前1回1室2,000円、午後1回1室2,

000円となっております。8%の消費税を見込みまして別表改正案のようになってございまして、24年度実績につきましては、夜間7回の実績がございまして、使用料収入といたしましては1万8,340円の収入がございました。これを8%の消費税に換算しまして見込み額を換算いたしますと、1万8,900円ということになりまして、560円の増加というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第3号に反対いたします。上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

これは消費税3%の増額をする条例であります。今、説明によりますと、560円の増加ということだったんですけれども、総額としてはどのぐらいになるか、計算もまだできていないんですけれども、確かに負担増になるということで反対いたしたいと思えます。

一般会計の中で大体の金額が出ているんですけれども、しかし新たに3%を入れた場合にはどうなるのかということで、確かにこれは負担増になると思いますので反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第6 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第4号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

第3号議案と同じように、割り戻したもとの料金を明示していただきたいのと、8%になった場合の金額が出ているわけですが、それが平成24年度実績との関係でいきますと、総額で消費税の増額分はどれだけになるかお聞きしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、消費税を割り戻す前の金額でございますけれども、午前9時から午後5時までは2,000円でございます。2,000円に今回8%を掛けまして、2,160円とさせていただきます。午後5時から午後10時までは3,000円。3,000円に8%を掛けて3,240円とさせていただきます。

それと、2点目の影響額でございますけれども、この条例案改正する際に、社会福祉協議会のほうへ問い合わせしました。というのが、平成23年4月1日から指定管理者制度によりまして、社会福祉協議会のほうへ管理委託してございます。それで、使用料について、徴収はしているかということを経理に問い合わせたところ、個人及び団体に使用料の要る会議等で貸し出しはしていないということなので、影響額はないと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第4号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

影響なしということでありますけれども、取るとすれば3%増額分を入れて取りますので、負担増ということになります。反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第7 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

質問いたします。

前議案と同様に、1.05で割り戻したもとの金額と、そして3%増加した、8%になって3%ふえた分についての対24年度比でどれだけの負担増になるかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点、割り戻した金額でございますけれども、実はこの分につきましては、平成12年3月議会で昼間1,030円、夜間2,060円と上程いたしまして、承認を得ております。それで、割り戻しましたら981円、1,962円となります。ただ、他の使用料と比較して、981円というのはいかにもおかしいということで決裁をとりまして、一応今回1,000円ということで、他の使用料と同じく1,000円ということで計算させていただきまして、昼間1,080円、夜間2,160円と改正をさせていただいております。何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

それと、影響額につきましては、坂本企画員のほうから説明させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

おはようございます。12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

平成26年4月1日、消費税率引き上げにおける高齢者憩の家の使用料の影響額についてでございますが、平成24年度実績によりご説明いたします。

平成24年度決算額により使用料徴収件数につきましては8件でございます。合計金額が1万1,300円となっております。消費税率が8%といたしまして計算いたしますと、1万1,880円でございます。よって、高齢者憩の家の使用料が受ける影響

額の合計といたしましては550円の増となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

3%増額分の改正でありますけれども、これも負担増ということになります。ゆえに反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第8 議案第6号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第6号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第6号について質問します。

これは消費税の導入のあれですけれども、まず、割り戻し前の金額と、それから8%になったときにどれだけふえているか、増額の説明をお願いします。24年度比でよろしいです。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、割り戻した金額につきましては、参考資料総額で2,685万9,804円となります。また、消費税増税に伴う影響額につきましては、24年度決算額をベースといたしまして76万5,814円となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第6号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

ここで初めて生活感のある数字が出てまいりましたけれども、この改正によってかなりの皆さんが負担増になるということで反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第9 議案第7号

○議長(大石哲雄)

日程第9 議案第7号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番(井澗 治)

議案第7号について質問いたします。

まず、割り戻したときの金額と、それから8%にしたときの対24年度比での増額分についてお伺いしたいと思います。

○議長(大石哲雄)

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員(菅谷雄二)

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

今回の改正ですが、割り戻した場合ですけれども、前回の改正のときに3%から5%の改正がこの条例についてはできておりませんでした。もとの金額といたしましては、

割り戻した場合、午前中1,000円、午後が1,500円、夜間については2,000円となっております。増額といたしましては、午前中50円、午後80円、夜間について100円となっております。

ただ、今回の構造改善センターにつきましては、24年度は31回の使用がございますが、岡小学校等の使用とほとんどが減免という形になってございます。

以上です。

(「影響なし」と井澗議員呼ぶ)

○産業建設課企画員(菅谷雄二)

影響なしです。よろしく申し上げます。

○議長(大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井澗君。

○12番(井澗 治)

議案第7号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

なるほど町民が使用するということで減免という措置がとられております。それは結構なことではありますが、議案としては増額の条例改正になっております。よって、3%分の増額の条例になっております。反対いたします。

○議長(大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第10 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第8号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第8号について質問いたします。

まず、割り戻し前の金額それぞれと、8%にした場合の負担増の分、消費税がどれだけ負担になるかという点についての対24年度比でお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

この条例、このセンターにつきましても、前回の改正漏れになってございます。センターの利用料につきましては、午前中、もとの金額が1,000円、午後1,500円、夜間につきましては2,000円。増額の分につきましては、前回の分からいけば午前中が50円、午後80円、夜間につきましては100円の増額になります。

この使用につきましては、24年度の実績といたしましては18件、使用料といたしまして6万8,210円をいただいております。3%でございますので1,980円、8%にした場合、改正された場合、3,310円の増加となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第8号に反対いたします。

上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

あくまでもそれを利用して利用料は取らない、取るにかかわらず、ここでも負担増ということになっております。消費税負担増となっております。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第11 議案第9号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第9号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

第9号について質問いたします。

これの割り出しのものの金額と、それから8%の影響額の対24年度比での実績にした場合の計算での増額分をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

この条例につきましても、前回の条例の改正におきます改正漏れとなっておりまして、午前中のもとの金額につきましては500円と、午後につきましては1,000円、夜間につきましては1,500円。今回の改正によります増額の内訳ですが、午前中30円、午後50円、夜間につきましては80円の増額になります。

今回のこの施設につきましては、24年度実績で28回です。主なものが、社会福祉協議会の高齢者サロン、包括支援センターのてんとうむし、老人クラブの総会という形で、ほとんどが料金の徴収対象にはなりません。減免として扱っておりますので、影響はないものと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

第9号の上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

徴収していないところがあるということでありまして、徴収しなければならないことが起きてくる可能性は十分あります。よって、負担増となっておりますので反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第12 議案第10号

○議長（大石哲雄）

日程第12 議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第10号について質問いたします。

まず、割り増しのもとの金額と、それから対24年度の実績によるところの負担増の数字をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻しのもとの料金のご質問でございます。

参考資料をお願いしたいと思います。

まず、昼間、1日1室で3,000円となっております。夜間の1回1室で2,500円でございます。午後の1回1室で2,000円でございます。午後の1室で2,000円となっております。

もう1点の24年度の決算に基づく8%の影響額のご質問でございますけれども、公民館につきましては、平成24年度決算額で4,720円、3%分の増額分を80円、合わせまして26年度見込み額では4,800円となっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

公民館の性格上、大変運営としては住民に対してのサービスがあるかと思っておりますけれども、これを借りるに当たっては、負担増の料金を払わなければなりません。やっぱり3%の負担増というのはあります。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第13 議案第11号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第11号、上富田町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

質問いたします。

まず、もとの割り増しの料金と、それから対24年度比で出していただきたいと思えます。一つ一つについてやれば時間がたつと思えますので、対24年度比でどれだけふえたのかということについて説明していただきたいと思えます。

ただ、もとの料金だけはおっしゃってください。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻しのもとの料金でございます。

参考資料をお願いしたいと思います。

まず、文化ホールですけれども、午前の部につきましては9,000円、それから午後の部分につきましては1万5,000円、夜間につきましては1万5,000円、それから1日全館使用の場合は3万9,000円となっております。あと、土日、祝日につきましては、午前の部で1万2,000円、午後の部で2万円、夜間の部で2万円、1日全室で5万2,000円となっております。ロビーにつきましては、午前の部で1,500円、午後で2,500円、夜間で2,500円、全日1日で6,500円でございます。

それから、会議室、これは1階ですけれども、午前の部で1,500円、それから午後の部で2,500円、夜間で2,500円、1日を通して6,500円となっております。

小ホール、2階につきましては、午前の部で3,000円、それから午後の部で5,000円、それから夜間の部で5,000円、それから1日で1万3,000円となっております。

以下、研修室1から2、それから和室1、2、楽屋1、2につきましては、午前の部で1,500円、午後の部で2,500円、それから夜間の部で2,500円、1日を通して6,500円ということになってございます。

次に、24年度に基づく8%の影響額のご質問でございますが、全体を通しまして、24年度の決算額で650万3,510円となっております。これの3%増額分ですけれども、18万5,490円で、26年度の見込み額としましては668万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第11号、上富田町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

これも3%増額であります。確かに全体として見てみますと、今の課長の説明では、18万云々の増、3%であるわけですけれども、8%とみますとかなりの金額になります。これもやはり使用が非常に多岐にわたっておると思いますので、住民負担がふえるということで反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、上富田町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第14 議案第12号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第12号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

これのもとの割り増しのお金と、それから対前年度との比でどれぐらいふえるかということをお尋ね願いたいと思います。設置がまだ新しいのでわかりにくいかと思いますが、その点はよろしく。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻したもとの料金のご質問でございますが、参考資料をお願いしたいと思います。

午前中で1,500円、午後で2,500円、夜間で2,500円となっております。

次に、24年度決算に基づく8%の影響額でございますが、このくちくまの文化交流館につきましては、平成25年度より開館しておりますので、24年度実績はございません。ただ、25年度につきましても、現時点で使用はありますが、使用料は徴収していないということなので、25年度につきましては今のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第12号について、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

確かに設置は25年度ということになるわけでありましてけれども、将来にわたってこれを使用される場合には徴収しなければならないということになります。よって、消費税の負担増というのはあるということで、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第15 議案第13号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第13号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第13号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例のものの金額と、それから8%になった場合の対24年度実績での増加分についての質問をいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻したものの料金のご質問でございますが、参考資料をお願いしたいと思います。

項目別にたくさんありますので、少し時間がかかると思いますが、よろしくお願ひします。

まず、参考資料の1ページですけれども、上富田スポーツセンター野球場、これにつきましては、早朝は1,600円、それから午前が3,500円、午後は4,500円、1日が8,000円となっております。なお、町外につきましては、この基本料金の2倍の消費税となっておりますので、よろしくお願ひします。

次のページをお願ひします。

次に、野球場で入場料を徴収する場合につきましては、15万円となっております。

それから、上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコートにつきましては、午前につきましては4,200円、午後が5,400円、1日が9,600円、1時間当たり1,200円となっております。

次に、上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコートでございますけれども、施

設の使用料として、町民で1, 200円、照明料で600円となっております。

次に、スポーツセンター多目的グラウンドBコートにつきましては、午前で4, 200円、午後で5, 400円、1日で9, 600円、1時間当たり1, 200円でございます。なお、町外につきましては、基本料金の2倍の消費税となっております。

次のページをお願いします。

スポーツセンター屋内イベント広場につきましては、施設料で1, 200円、照明料で600円となっております。町外につきましては、この基本料金の2倍掛ける消費税となっております。

スポーツセンターの管理事務所につきましては、研修室で600円、更衣室で600円となっております。

次のページをお願いします。

上富田スポーツセンター交流研修棟につきましては、午前で2, 000円、午後で2, 500円、夜間で2, 500円、ほか町外につきましては基本料金の2倍の消費税となっております。

次のページをお願いします。

上富田スポーツセンタークラブハウスにつきましては、研修室で、午前で1, 500円、午後で2, 500円、夜間で2, 500円、会議室も2階ですけれども、午前で1, 000円、午後で1, 000円、夜間で1, 000円、会議室1では1, 000円、更衣室で1, 000円ということになってございます。なお、町外につきましては、基本料金の2倍の消費税となっております。

次のページをお願いします。

上富田スポーツセンターテニスコート、これは1面につきましては、午前で800円、午後で1, 000円、1日で1, 800円、時間当たり300円ということでございます。これにつきましても、町外につきましては基本料金の2倍の消費税ということになってございます。

次のページをお願いします。

次に、スポーツセンター球技場でございますけれども、午前4, 200円、午後5, 400円、1日9, 600円、1時間当たり1, 260円となっております。町外につきましては基本料金の2倍の消費税となっております。なお、入場料を徴収する場合には15万円となっております。

次のページをお願いします。

上富田町生馬河川敷テニスコートでございます。町民は、午前800円、それから午後は1, 000円、1日1, 800円、時間当たり300円ということで、町外につき

ましては基本料金の2倍の消費税となっております。

次のページをお願いします。

上富田町若もの広場でございます。午前が2,000円、午後は2,500円、それから1日で4,500円ということです。時間当たりが1,000円でございます。

次のページをお願いします。

市ノ瀬体育館につきましては、町民その他で3,000円、それから町外で3,000円、その他4,000円ということで、町外につきましても基本料金の2倍の消費税ということになってございます。なお、夜間につきましては、町内で4,000円、町外で4,000円と設定してございます。

以上です。

次に、24年度の決算に基づく8%の影響額のご質問でございますが、まず、スポーツセンター関係では、24年度決算で1,561万1,185円で、3%税額分では44万5,815円の増となりまして、26年度の決算見込みで1,605万7,000円の見込みとなっております。そのほか若もの広場、それから市ノ瀬体育館につきましては、24年度の決算額で56万7,825円、3%分の増額分では1万6,175円で、平成26年度の見込み額では58万4,000円となっております。なお、この体育施設につきましては、平成25年度より指定管理制度によりまして、くちくまのクラブへ指定管理をしてございますので、歳入につきましてはくちくまのクラブのほうの歳入となります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第13号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

説明多々ありましたが、8%になりますとかなりの負担増ということになります。ま

た、それぞれの施設についての特徴がございまして、指定管理含めてありますけれども、その管理者の収入になったとしましても、使うほうからすれば負担増ということになります。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第16 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第14号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第14号について質問いたします。

割り戻したときのもとの金額と、それから8%になった影響額について、対24年度比でお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻したもとの料金のご質問でございます。

参考資料をお願いします。

まず、プールですけれども、専用使用料として1回2時間以内とすることで3,000円とされてございます。

次に、24年度決算に基づく8%の影響額でございますけれども、24年度決算額14万8,050円、3%の増額分では3,950円、26年度見込み額では15万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第14号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

金額がどんなに小さくても負担増ということは明らかであります。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第17 議案第15号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第15号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第15号について説明を求めます。

まず、割り戻しもとの金額と、それから8%の場合の影響額について、対24年度比でお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず一つに、割り戻したもとの料金ということで、表をごらんください。

屋内運動場、昼間につきましては、もとの3,000円です。夜間が4,000円になります。その他の室1室につき、昼間は1,500円、夜間が2,000円です。屋内運動場は昼間、夜間ともに2,000円となります。

次に、今回の改正では、室料を消費税5%から8%に改正いたしましたが、影響の出る照明料については改正を行っておりません。ですので、平成24年度実績から見ますと、学校教育関係及び各種公共団体の使用のみとなっておりますので、これは減免されておりますので、影響額は出ないという形になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第15号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例に反対いたします。

なるほど学校施設でございますので、学校関係の使用料についてはないということがありますけれども、条例である以上、それを借り主がそうでない場合につきましては金額を徴収しなければなりません。負担増が入っております。反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第16号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第16号について質問いたします。

まず、割り戻しのもとの金額と、それから8%の影響についての24年度実績でお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず、消費税の割り戻したもとの料金でございます。

参考資料をお願いします。

昼間1日1室で2,500円、夜間で1回1室で2,000円、それから午前1回で1,500円、午後1回の1,500円というふうになってございます。

次に、24年度決算に基づく8%の影響額ですけれども、児童館につきましては実績がございません。それから、25年度につきましても、現時点で利用がございませんので、26年度につきましても現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第16号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

なるほど影響はなしということでありますけれども、条例として定めた以上、この貸し出しがもし必要としたときに何を頼りにするかといいますと条例になります。そうすると、8%消費税をとらなければいけませんので負担増となっております。反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第19 議案第17号

○議長（大石哲雄）

日程第19 議案第17号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第17号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

まず、もとの使用料の割り戻し額と、それから対24年度比での影響額についてを明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、植本君。

○上下水道課企画員（植本 亮）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

農業集落排水の平成24年度実績から計算しますと、元金額については4,266万5,128円となります。月平均の件数としては1,231件となっております。なお、増額の金額につきましては、127万9,954円となっております。

なお、影響についてでございますが、平成24年度の実績で計算しますと、月平均で1,231件となっております。1件平均で月といたしましては、26.37立方メートルの使用水量となっております。月額で3,034円の使用金額となっております。1カ月の消費税、現在5%といたしましては、消費税額として144円、年間としては1,728円を納付していることとなります。これが8%になりますと、1カ月231円となりまして、年間2,772円となります。1,044円の増額となることとなります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第17号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

まさにこれは町民の生活に密着した点での増になると思います。3%分だけを見ますと割と少ないように見えますけれども、これ8%で考えますと、大変な負担増となります。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第20 議案第18号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第18号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第18号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例について質問いたします。

くどくどと説明は要りませんので、私の言うとおりにやってください。

割増金のもとの金額と8%になったときの影響額について、対24年度比でお願いします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、植本君。

○上下水道課企画員（植本 亮）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

公共下水道の平成24年度実績の計算をいたしますと、もとの金額は3,878万8,409円となります。増額分といたしましては92万6,365円となります。基本金額でいたしますと一般排水として10立方メートルで1,240円、1立方メートル当

たりについては131円となっております。

公共下水道の影響額につきましては、家事用といたしまして月平均で789件となっております。1件当たりの使用量としては24.59立方メートルの使用量で、月額として3,423円となっております。消費税5%としたときの年額については1,956円を納付していることとなりますが、これが8%になりますと、1カ月として年間で3,132円を納付することとなり、年間で1,176円の増額となっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第18号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例に反対いたします。

負担増の説明については当局の説明どおりでございます。これもまさに生活に密着したお金の支払いとして、使用料として負担増になっております。反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 2 1 議案第 1 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 1 議案第 1 9 号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、井澗君。

○1 2 番（井澗 治）

議案第 1 9 号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質問いたします。

具体的に言います。この新旧対照表がありますけれども、基本料金のところでのものと、5%入れる前の金額が幾らで、8%になったら幾らでということでご説明願いたいと思います。対 2 4 年度実績での総額もお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、植本君。

○上下水道課企画員（植本 亮）

1 2 番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、消費税を掛ける前の金額ですが、これにつきましては、家事用基本料金 1, 0 5 0 円、超過料金 1 0 立方メートルを超え……

（「全体の量で」と井澗議員呼ぶ）

○上下水道課企画員（植本 亮）

全体でお答えいたします。

平成 2 4 年度の計算をいたしますと、消費税を乗せる前の金額につきましては 3 億 8 1 1 万 6, 4 3 7 円となっております。これにつきましては、田辺市の分を除いております。それから、8%になったの増額につきましては、計算をいたしますと 9 7 0 万 2 6 1 円となっております。

影響につきましてでございますが、これについては家事用ということで計算をしております。月 2 1. 5 6 立方メートルの使用水量で、月額 2, 5 9 6 円の使用金額となっております。消費税 5% の場合、年間 1, 4 8 8 円を納付していることとなっておりますが、これが 8% になりますと、月 1 9 8 円の消費税となりまして、年間 2, 3 7 6 円

となります。これにつきましては、８８８円の増額となることとなります。よろしくお
願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

１２番、井澗君。

○１２番（井澗 治）

議案第１９号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対いたします。

人間は水なしには生活ができません。その水が大変な値上がりになって負担増になっ
てきます。生活が厳しくなる中で、この水道条例の値上がりというのは大変家計に響く
ということでありまして、３％の負担増ということで反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１９号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成26年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

上程しました議案につきまして慎重審議していただきまして、まことにありがとうございます。本臨時会では、私の行財政運営については総合計画に基づき執行することでご協力をお願いしましたところでございます。また、4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして関係条例の改正をお願いし、ご承認をいただきました。まことにありがとうございます。

今、地方自治は大きな問題を抱えております。これは一例ではございますけれども、財政の問題とか、社会保障の問題とか、農業の問題、教育等の問題がございます。これらの事柄に対しましてもより一層の議会のご協力をいただく必要がありますので、今後とも多方面にわたりご協力をお願いしまして閉会のご挨拶とします。本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

以上をもって本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

これにて平成26年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて平成26年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 木本 眞次

議事録署名議員 吉田 盛彦